

お亡くなりになった方が下記に該当する場合は担当課での手続きが必要です。
(死亡用)

令和3年5月1日

該当項目	<input checked="" type="checkbox"/>	窓口番号	担当課名	手続きの名称	必要なもの
65歳以上の方。		⑥	介護保険課 及び支所	介護保険被保険者証等の返還 資格喪失届の手続き	介護保険被保険者証(負担割合証) ご遺族の銀行等口座番号が分かるもの
身体障害者手帳、精神障害者 保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方。		⑤	障害福祉課	手帳の返還等の手続き	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉 手帳、印鑑、マイナンバーカードまたは通 知カードと本人確認書類(運転免許証、 旅券など)
療育手帳(愛の手帳)をお持ち の方。		⑤	障害福祉課	手帳の返還等の手続き	療育手帳(愛の手帳)、印鑑
扶養共済制度に加入しており、 加入者の生存中に心身障害者 が死亡した場合。		⑤	障害福祉課	扶養共済制度・弔慰金支給申請	印鑑 加入証書 口数追加証書 加入者の住民票の写し 障害者の住民票の除票(マイナンバーの 記載のないもの) 加入者の銀行口座番号が分かるもの
扶養共済制度年金受給者が死 亡した場合。		⑤	障害福祉課	扶養共済制度年金受給権者死 亡届	印鑑 年金受給権者の住民票の除票の写し 年金証書
扶養共済制度加入者が死亡し た場合。		⑤	障害福祉課	扶養共済制度年金支給請求	印鑑 加入証書 口数追加証書 加入者の死亡診断書 加入者の住民票の除票の写し(マイナン バーの記載のないもの) 障害者の住民票の写し(マイナンバーの 記載のないもの) 年金管理者の住民票の写し(指定してい る場合(マイナンバーの記載のないもの)) 振込先(障害者、年金管理者、成年後見 人)の銀行口座番号が分かるもの
障害者総合支援法及び児童福 祉法の福祉サービス又は、自立 支援医療(精神通院医療・更生 医療・育成医療)を利用している 方。		⑤	障害福祉課	福祉サービス又は自立支援医療 の手続き	福祉サービス受給者証又は 自立支援医療受給者証 印鑑
障害者医療費助成を受給して いる方。		⑤	障害福祉課	受診証の返還	受診証
年金を受給している方が死亡し たとき		—	—	未支給年金(場合により遺族厚生 年金も)の請求手続き。手続きす るご遺族の住所を管轄する年金 事務所での手続きとなります。ご 不明な点は保険年金課年金担 当にお尋ねください。	年金事務所にお問い合わせください。 (鎌倉市の管轄は藤沢年金事務所 電話0466-50-1151)
		⑨	保険年金課	障害基礎年金、遺族基礎年金、 寡婦年金のいずれかのみを受給 している方が死亡した場合は、市 役所でも未支給年金の請求手続 きが可能です。	担当課にお問い合わせください。 内線2336、2339
国民年金加入中で、年金をまだ 受給していない方が死亡したと き		⑨	保険年金課	遺族基礎年金、寡婦年金、死亡 一時金の請求手続き。 ※厚生年金加入中に死亡した場 合は年金事務所での手続きとな ります。	担当課にお問い合わせください。 内線2336、2339 ※厚生年金については藤沢年金事務所 電話0466-50-1151

裏面に続く

国民健康保険に加入している。 ※世帯主が死亡した世帯に国民健康保険加入者がいる。		⑩	保険年金課 又は支所	葬祭費の申請 保険証の返還 保険証の交換	保険証 喪主(葬儀を行った方)の銀行等口座番号 がわかるもの 喪主(葬儀を行った方)であることがわかる もの(葬儀の会葬状や領収書等)
後期高齢者医療制度に加入している方。		⑫	保険年金課 又は支所	葬祭費の申請 保険証の返還 保険料の精算	保険証 喪主(葬儀を行った方)であることがわかる もの(葬儀の会葬状や領収書等) 銀行等口座番号がわかるもの
市民税・県民税が課税されている、又は課税が見込まれる方(前年中に一定以上の所得がある方)		⑯	市民税課	納税通知書送付先の届出(市民税・県民税の納税通知書の送付先をお知らせいただくものです。)	担当課にお問い合わせください。 内線2292～2295
原付バイクを含むすべてのオートバイ、三輪以上の軽自動車等の所有者等、納税義務のある方		⑯	市民税課	名義変更、廃車、納税通知書の送付先変更の届出等	担当課にお問い合わせください。 内線2292～2295
被爆者援護資格認定証をお持ちの方。		⑱	生活福祉課	認定証の返還等の手続き	認定証 印鑑 ご遺族の銀行等口座番号が分かるもの
鎌倉市に農地を所有している。		本庁舎 4階	農業委員会 事務局	農地の相続等の届出	担当課へお問い合わせください。
犬を所有されている方。		⑲	環境保全課	犬の登録変更の届出	犬鑑札
住民基本台帳カードをお持ちの方。		⑳	市民課	カード返納の届	住民基本台帳カード
児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給している。または中学校修了前(満15歳到達後、最初の3月31日まで)の児童を養育している方。		㉒	子ども相談課	受給者の変更 又は喪失等の届出 →支所では手続きできません。	担当課へお問い合わせください。 内線2375
18歳未満のお子さんを養育している。		㉒	子ども相談課	ひとり親家庭等医療費助成受給の 手続き (所得制限があります) →支所では手続きできません。	担当課へお問い合わせください 内線2375・2658
鎌倉市に山林を所有している。		本庁舎 3階	みどり公園課	森林の土地所有者の届出	担当課へお問い合わせください。 内線2619
市営住宅に入居している。		本庁舎 4階	都市整備総務課	市営住宅明渡し又は承継、世帯員変更の 手続き	印鑑 銀行等口座番号
不動産をお持ちの方。		その他	不動産を管轄する 法務局	相続による所有権移転登記の申請	法務局へお問い合わせください。 横浜地方法務局湘南支局 0466(35)4620

※なお、印鑑登録は、死亡日をもって、抹消されます。廃止の手続きは必要ありません。
 ※死亡した方が世帯主の場合、次の世帯主は配偶者の方に変更しています(配偶者がいない場合は同世帯の方のうち、いづれかに変更しています)。他の方を世帯主とされたい場合には、本庁または支所にて、世帯主変更の手続きを行ってください。
 (担当課 市民課)
 問い合わせ … 鎌倉市役所 0467(23)3000